

平成 30 年和泉市教育委員会第 5 回定例会

日 時 平成 30 年 5 月 24 日(木) 午前 10 時 00 分から
場 所 和泉市役所 3 号館 3 階 市議会委員会室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	本間 法之
委員	槇野 勝美
委員	松尾 孝人
委員	藤原 安次
委員	藤原 真佐子

事務局

参与	森吉 豊
教育次長兼学校教育部長 (学校教育部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
理事兼教育総務室長	立花 達也
指導室長	上田 茂幸
教育総務室総務企画担当課長	東 直樹
教育総務室学校施設担当課長	藤原 寛
教育総務室保健給食担当課長	田中 靖晃
指導室指導担当課長	大野 浩昭
指導室人権教育担当課長	阪下 誠
教育センター所長	杉前 洋
教育総務室総務企画担当総括主幹	山本 暢子
教育総務室総務企画担当主幹	岩井 靖久
教育総務室総務企画担当総括主査	蓮池 昌司
(こども部)	
こども部長	北野 泰史
こども未来室長	山本 幸永
こども未来室こども政策担当課長	西川 加恵
こども未来室保育幼稚園担当課長	山下 和彦
(生涯学習部)	
生涯学習部長	堂ノ上 宏幸
生涯学習部次長	
文化財振興・久保惣記念美術館担当	乾 哲也
読書振興・青少年センター担当	堀内 真弓

生涯学習・スポーツ振興担当
読書振興課長
久保惣記念美術館館長代理
久保惣記念美術館参事
生涯学習課長
スポーツ振興課長
読書振興課長補佐
生涯学習課長補佐
スポーツ振興課長補佐

辻野 明子
中野 雅代
北野 直美
橋詰 文之
西角 雅士
中塚 康仁
関戸 美保
尾郷 森太郎
上岡 繁

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 審議事項

- 議案第 21 号 平成 30 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 1）
財産取得（光明台中学校給食室厨房機器一式）について
- 議案第 22 号 平成 30 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 2）
和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 23 号 平成 30 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 3）
和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 24 号 平成 30 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 4）
補正予算について
 案件 1 文化財収蔵庫整備工事について
 案件 2 池上曾根弥生情報館トイレ改修工事について
 案件 3 美術品購入費について
- 議案第 25 号 平成 31 年度使用和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図
書の採択について
- 議案第 26 号 平成 31 年度使用和泉市立中学校及び義務教育学校後期課程教科用図
書「特別の教科 道徳」に関する諮問について
- 議案第 27 号 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員の委
嘱及び任命について
- 議案第 28 号 和泉市社会教育委員の委嘱について

4. 報告事項

- (1) 旧南松尾小学校用地の一部交換について
- (2) 槇尾中学校区及び富秋中学校区における学校適正配置の取組み状況について
- (3) いずみ希望塾について
- (4) 平成 30 年度和泉市奨学金認定者資料について（非公開予定）（別冊）
- (5) 市指定文化財の新指定について
- (6) 地方創生推進交付金事業について
- (7) 平成 29 年度和泉市生涯学習サポート館事業報告及び収支報告について
- (8) 平成 29 年度和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース事業報告及び収支報告につ
いて
- (9) 平成 29 年度和泉市温水プール（サン燦プール）事業報告及び収支報告について
- (10) 平成 29 年度和泉市立光明池地区運動施設事業報告及び収支報告について
- (11) 平成 29 年度和泉市総合スポーツセンター（関西トランスウェイスportsスタジアム）
事業報告及び収支報告について
- (12) 平成 29 年度和泉市立図書館事業報告及び収支報告について
- (13) 一般財団法人和泉市文化振興財団平成 29 年度決算書類の提出について（別冊）

(14) 一般財団法人和泉市文化振興財団平成 30 年度事業計画書類の提出について
(別冊)

(15) 専決処分の報告について(交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解)

5. その他の報告事項

6. 閉 会

小川教育長	それでは、定刻となりましたので、平成 30 年和泉市教育委員会第 5 回定例会を開会させていただきます。 まず前回の第 4 回定例会の会議録ですが、事前に配布し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、前回の第 4 回定例会の会議録について承認することに致します。 続きまして、今回の会議録署名委員の指名でございますが、本間職務代理者と松尾委員にお願い致しますので、よろしくお願いします。 それでは、議事を進めさせていただきます。 本日は、審議事項 8 件、報告事項 15 件になります。 まず、審議事項からまいります。 議案第 21 号「平成 30 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 1）財産取得（光明台中学校給食室厨房機器一式）について」、事務局（教育総務室）から説明願います。
田中課長	保健給食担当課長の田中でございます。 議案書 1 ページから 3 ページ議案第 21 号 平成 30 年 和泉市議会 第 2 回定例会に提出する議案について（その 1）案件 財産取得（光明台中学校 給食室 厨房機器一式）でございます。 まず、提案の理由ですが、光明台中学校 給食室のドライ化改修工事に伴い、それに対応する厨房機器を購入しようとするもので、取得予定価格が 2,000 万円を超えるため、「和泉市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条」の規定に基づき、議会の議決を経る必要があります。 このことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、本議案を提案するものでございます。 2 ページをご覧ください。 取得をしようとする財産は、光明台中学校給食室厨房機器一式、契約の方法は指名競争入札でございます。 取得予定価格は、2,786 万 4,000 円、取得の相手方は、大阪市生野区巽南 5 丁目 4 番 14 号、株式会社中西製作所大阪支店、支店長 安原幹夫（ヤスハラ ミチオ）と契約をしようとするものです。 3 ページの参考資料をお願いします。 納入場所は、和泉市光明台一丁目 28 番 1 号、和泉市立光明台中学校、納入期限は、平成 30 年 9 月 28 日、取得内容は、ガス回転釜 5 台、スチームコンベクションオーブン 1 台、自動食器洗浄機 1 台、電気式食器消毒保管機 2 台、電気式食缶消毒保管機 2 台、シンク類一式、冷蔵庫一式 ほかでございます。 以上、まことに簡単ではございますが、議案第 21 号 財産取得につい

小川教育長	での説明を終わらせていただきます。 ただいま、議案第 21 号の説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、お諮りいたします。 議案第 21 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 21 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 22 号、「平成 30 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 2）和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」事務局（こども未来室）から説明願います。
西川課長	こども政策担当課長の西川です。 議案第 22 号「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」提案理由並びにその内容につきましてご説明申し上げます。 資料 4 ページから 6 ページでございます。 改正内容としましては、園児が減少している北池田幼稚園について、集団教育及び行財政上の効率性の観点から廃園するもので、本年 10 月からの平成 31 年度の募集は行わず、現 4 歳児については、保護者の意向聞き取りの上、希望があれば、卒園までは当園での保育を行うこととするものです。 北池田幼稚園の園児の現状は、5 歳児が 18 名、4 歳児については 6 名 合計 24 名という状況で、これまでの推移としましても平成 28 年度が 40 名、平成 29 年度が 26 名と減少傾向となっております。この北池田小学校区内には同学年の子どもが約 100 名となっておりますが、平成 30 年度で申し上げますとその内の 6 名だけが北池田幼稚園に通園していることから他の子どもにつきましては、保育所や幼稚園、認定こども園に通園しているものと考えられます。 このことから既にとりまとめを行いました「公立保育所・公立幼稚園のあり方」に基づき、北池田幼稚園の廃園時期を整理したものです。 次に改正の主な内容でございますが、6 ページの参考資料、新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。 和泉市立幼稚園条例第 2 条の表の最下段 和泉市立北池田幼稚園の項を削除するものです。 次に附則でございますが、5 ページをお願いします。第 1 項は、施行期日を定めたもので、この条例は、平成 32 年 4 月 1 日から施行しようとするものです。 以上、簡単ではございますが、議案第 22 号「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容の説明とさせ

小川教育長	ていただきます。 ただいま、議案第 22 号の説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。 ないようですので、お諮りいたします。 議案第 22 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 22 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 23 号、「平成 30 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 3）和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」事務局（生涯学習課）から説明願います。
西角課長	生涯学習課の西角です。 それでは、7 ページ、議案第 23 号「和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」ご説明させていただきます。 9 ページをご覧ください。 まず、改正の理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。 次に、改正の内容でございますが、10 ページの新旧対象表をご覧ください。 厚生労働省令の改正に従いまして、本条例の第 10 条第 3 項の各号の規定のうち、第 4 号及び第 5 号を改正し、第 10 号を追加するものでございます。 改正の概要等につきましては、11 ページの参考資料をご覧ください。 以上です。
小川教育長	ただいま、議案第 23 号の説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。 第 5 項に専門職大学とありますが、これについて説明していただけますか。
西角課長	従来の大学は、専門教育と教養教育や学術研究を併せて行うという機関の性格から、比較的学問的色彩の強い教育が行われる傾向にありますが、専門職大学は、特定職種における業務遂行能力の育成に加え、特に、企業での長期実習や関連の職業分野に関する教育等を通じ、高度な実践力や豊

小川教育長	かな創造性を培う教育に重点を置く点で特色があります。また、長期の企業内実習などを含め、教育課程の開発等を産業界と連携して行う、より実践的な教育を行う仕組みとなっています。 他に質問はありませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 23 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 23 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 24 号、「平成 30 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 4）補正予算について」でございますが、3 件の案件がありますので、それぞれ事務局から順に説明し、質問は全ての説明が終了した後をお願いします。
乾次長	文化財振興担当次長の乾でございます。 案件 1 文化財収蔵庫整備工事費について、ご説明いたします。資料 13 ページをご覧ください。 補正の内容および金額ですが、歳入として 市債 社会教育債 文化財収蔵庫整備事業債 1,220 万円、歳出として 文化財調査研究事業 15 工事請負費 1,630 万円、18 備品購入費 158 万円でございます。 補正の理由につきましては、和泉市室堂町に所在します文化財収蔵庫を旧南松尾小学校 1 階に移転させるため、旧南松尾小学校の改修工事設計業務（1 階文化財収蔵庫・文化財振興課所管、2・3 階：南松尾老人集会所・高齢介護室所管）を委託しておりましたが、平成 30 年 5 月 31 日まで工期延長したため、平成 30 年度当初予算に整備工事費用を組み込むことができませんでした。このたび業務が完了し、設計金額が確定したことから、文化財収蔵庫整備工事費および備品購入費について、補正予算を要求するものでございます。 なお、歳入として、工事請負費の 75 パーセント 1,220 万円を市債 文化財収蔵庫整備事業債として、補正予算計上するものです。 続きまして、案件 2 池上曽根弥生情報館トイレ改修工事について、ご説明いたします。資料 14 ページをご覧ください。 補正の内容ですが、歳入として 府補助金 社会教育費補助金 150 万円、歳出として 史跡公園管理運営事業 15 工事請負費 300 万円でございます。 補正の理由は池上曽根史跡公園のインバウンド対応を図るため、平成 29 年度に新設されました「大阪府市町村観光振興支援事業補助金」を活用し、弥生情報館のトイレの改修工事を行うものでございます。

橋詰参事	昨年度、同補助金を申請し、交付決定を平成 29 年 9 月 27 日に受け、工事を発注いたしましたが入札が不調に終わったため、事業を実施することができませんでした。 平成 30 年度につきましては、年度当初から、大阪府が再度同補助金を募集していることから、上記経緯を府に説明のうえ、あらためて同補助金を申請し、事業を実施するものでございます。 改修の内容につきましては、現状、和式トイレとなっております男子トイレ 1 箇所、女子トイレ 2 箇所の洋式化と、洋式トイレ仕様となっております女子トイレ 1 箇所、多目的トイレのウォシュレット化を考えてございます。 なお、府補助金の補助率は 50 パーセントでございますので、歳入につきましても 150 万円を予算計上するものでございます。 以上、簡単ではございますが、説明を終わらせて頂きます。 久保惣記念美術館参事兼副館長の橋詰でございます。 案件 3、美術品購入費について、その提案理由並びに内容についてご説明いたします。資料 16 ページをご覧ください。 補正額は、670 万円でございます。補正の理由は、久保惣記念美術館の美術品の充実と、市民文化の向上に資することを目的に、美術品購入のために 670 万円の寄附がありましたので、補正予算化をするものです。 美術品購入指定寄附金の寄附者は、久保恒彦様、住所は堺市西区でございます。寄附の時期は、3 月に 600 万円を納付いただいております。6 月に 70 万円を納付いただく予定でございます。 600 万円については、平成 29 年度予算にて美術品等取得基金に積み立てしており、平成 30 年度にて美術品等取得基金繰入金に繰り入れるものです。 70 万円については、平成 30 年 6 月にふるさと元気寄附金の美術品購入指定寄附金として寄附いただく予定です。 寄附者の意向につきましては、久保惣記念美術館収蔵品の充実を図るためでございます。 購入候補としましては、「和泉式部集切」1 幅、「聯珠百人一首」1 冊、「観音靈驗記 秩父順礼」34 枚の 3 件で、購入予定時期は 8 月頃を予定しております。 購入予定作品につきましては、18、19、20 ページの「追加説明資料」をご参照願います。 補正の内容ですが、歳入として 600 万円につきましては 19 繰入金、1 基金繰入金、5 美術品等取得基金繰入金、1 美術品等取得基金繰入金に 600 万円を補正し、70 万円につきましては 18 寄附金、1 寄附金、1 ふるさと元気寄附金に 70 万円を補正し、歳出として 9 教育費、5 社会教育費、9 美術館費、美術館管理運営事業、18 備品購入費として 670 万円を補正するものです。
------	---

小川教育長	以上、簡単ではございますが、久保惣記念美術館関係の補正予算の説明を終わらせていただきます。 ただいま、議案第 24 号の説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 24 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 24 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 25 号「平成 31 年度使用和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書の採択について」ですが、議案第 26 号、議案第 27 号と関連しますので、合わせて事務局（指導室）から説明願います。
杉前所長	教育センター所長 杉前より、学校における教科用図書の採択に関連する議案第 25 号、第 26 号、第 27 号について、一括でご説明申し上げます。 まず、資料 21 ページの議案第 25 号「平成 31 年度使用和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書の採択について」提案の理由並びにその内容について、ご説明申し上げます。 小学校の教科用図書につきましては平成 26 年度に、中学校の教科用図書につきましては、平成 27 年度に別表資料 27、28 ページの通り採択いただいております。 小・中学校及び義務教育学校の平成 31 年度使用教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 14 条により、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。と規定されています。 また、同一教科用図書を採択する期間につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 15 条により、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4 年とするとあります。本来であれば、平成 31 年度の小学校用教科書は平成 29 年度検定において申請のあった図書から採択が行われるはずなのですが、平成 29 年度は検定の申請がありませんでした。このため平成 31 年度は基本的には前回の平成 25 年度検定合格図書の中から行うこととなります。つきましては、4 年間の使用実績を踏まえ、平成 31 年度使用教科書については、資料 27、28 ページの平成 30 年度使用教科書と同一のものを採択いただくとするものです。 次に 資料 31 ページをご覧ください。こちらは府を通じて通知されました文部科学省の「平成 31 年度使用教科書の採択事務処理について」の通知でございます。

	32 ページをお願いいたします。 1 採択に当たっての留意事項について (2) 中学校用教科書の採択について に記載されていますように、平成 30 年度につきましては、新たに平成 31 年度から中学校において教科として実施されます「特別の教科 道徳」についてのみの教科書の採択を行う必要がございます。 資料 24 ページをご覧ください。議案第 26 号「平成 31 年度使用和泉市立中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書「特別の教科 道徳」に関する諮問について」提案の理由並びにその内容について、ご説明を申し上げます。 提案理由でございますが、平成 31 年度使用中学校教科用図書「特別の教科 道徳」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号の規定に基づき、教育委員会が教科用図書の採択を行う必要がございます。 その調査及び研究については、和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会規則第 2 条の規定に基づき、和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会に諮問する必要があるため、資料 29 ページの別紙のとおり諮問しようとするものでございます。 次に、教科用図書採択までの流れにつきまして、ご説明申し上げます。資料 30 ページをご覧ください。 まず、和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会を 6 月 5 日に開催いたします。 選定委員会は、「特別の教科 道徳」の具体的な調査を 4 名の調査員に依頼します。調査員は、「特別の教科 道徳」について優れた専門的知識を有する教員が、市教科研究会顧問などから推薦される予定です。調査員は、大阪府教育委員会が作成した教科用図書選定資料等を活用して、必要な調査研究を行い、調査報告書をまとめます。この調査については 6 月中旬から 7 月中旬までを予定しております。 その後、7 月 12 日開催の第 2 回選定委員会にて調査員から調査報告を行っていただく予定でございます。教育委員の皆様にも、ぜひ、オブザーバーとしてご参加いただきますようお願いいたします。なお、教育委員の皆様には 6 月上旬より約 2 週間、教科書の見本本をお持ちいたしますので、閲覧していただきますようお願いいたします。 第 2 回選定委員会では、先ほどの調査員からの報告を参考に、教育委員会への答申をまとめます。この答申を参考に、8 月 2 日開催予定の教育委員会議会で採択をしていただきたいと考えております。 続きまして、資料 26 ページの議案第 27 号「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について」、その内容について、ご説明申し上げます。 資料 38 ページをお願いいたします 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、資料 40 ページの選定委員会委員の一覧に記
--	---

小川教育長	載の者を和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員に委嘱及び任命するものでございます。 今回委員を委嘱いたしますのは、「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長」として、和泉市立中学校校長会代表、和泉市立中学校教育研究会会長、和泉市立小学校教育研究会会長に、「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童・生徒の保護者」として、中学校在籍生徒保護者代表 1 名に委員を委嘱し、教育委員会事務局職員として 3 名を任命するものでございます。 なお、資料といたしまして、41 ページは「平成 30 年度 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会運営要領」、42 ページは大阪府教育委員会からの「平成 31 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」でございます。 以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。 ただいま、議案第 25 号から第 27 号の説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 25 号、第 26 号、第 27 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 25 号、第 26 号、第 27 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 28 号、「和泉市社会教育委員の委嘱について」事務局（生涯学習課）から説明願います。
西角課長	生涯学習課の西角です。 それでは、49 ページ、議案第 28 号「和泉市社会教育委員の委嘱について」ご説明させていただきます。 本件については、和泉市社会教育委員に関する条例第 3 条の規定に基づき、別紙の者を和泉市社会教育委員に委嘱するものでございます。 50 ページをご覧ください。 今回委嘱いたしますのは、本年 5 月 31 日の任期満了に伴うもので、1 番から 7 番の 7 名で、社会教育関係団体等から推薦をいただいた方を委嘱するものでございます。任期は本年 6 月 1 日から平成 32 年 5 月 31 日までの 2 年となっております。 なお、8 番と 9 番の 4 号委員の 2 名については、現在、桃山学院大学及び大阪市立大学に委員選出を依頼しているところで、10 番の 5 号委員の公募による市民についても、現在、公募中となっており、第 6 回定例会にてご審議いただき 7 月 1 日から委嘱する予定となっております。 以上です。

小川教育長	ただいま、議案第 28 号の説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 28 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 28 号は、原案どおり可決いたします。 審議事項は以上ですので、次に、報告事項に移ります。 以下の内容を報告して終了。 ・旧南松尾小学校用地の一部交換について ・槇尾中学校区及び富秋中学校区における学校適正配置の取組み状況について ・いずみ希望塾について ・平成 30 年度和泉市奨学金認定者資料について（非公開） ・市指定文化財の新指定について ・地方創生推進交付金事業について ・平成 29 年度和泉市生涯学習サポート館事業報告及び収支報告について ・平成 29 年度和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース事業報告及び収支報告について ・平成 29 年度和泉市温水プール（サン燦プール）事業報告及び収支報告について ・平成 29 年度和泉市立光明池地区運動施設事業報告及び収支報告について ・平成 29 年度和泉市総合スポーツセンター（関西トランスウェイスポーツスタジアム）事業報告及び収支報告について ・平成 29 年度和泉市立図書館事業報告及び収支報告について ・一般財団法人和泉市文化振興財団平成 29 年度決算書類の提出について ・一般財団法人和泉市文化振興財団平成 30 年度事業計画書類の提出について ・専決処分の報告について（交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解） ・保育所等の待機児童数について
-------	--

平成 30 年和泉市教育委員会第 5 回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。(定員数は会場により異なります。)

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。